

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社フジタカ通商と労働者過半数代表は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し次のとおり協定する。

### (総 則)

第1条 本協定は、派遣先で別表1の業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 株式会社フジタカ通商は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

### (賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給(賞与を含む)、皆勤手当、時間外・深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

### (賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、別表1の通り、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日職発0829第1号「令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」(厚生労働省)の別表1で示すとおりする。

(2) 通勤手当については、基本給と分離し、第6条のとおりとする。

(3) 地域調整については、通達に定める「都道府県別地域指数」の就労先の各都道府県指数により調整。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たす別表2のとおりとする。

(1) 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：0年 Bランク：1年 Cランク：2年

2 株式会社フジタカ通商は、各ランクにおいては、別表2の賃金テーブルの通り、人事考課の結果、その経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合は1等級昇給することを原則とするほか、考課項目で読み取れない働きや能力の進展がある場合は、個別に社長の裁定により、人事考課に加えて評価・昇給させることがある。

またより高いランクの職務を遂行する能力があると認められた場合には、昇格させて、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するよう努めるものとする。

(時間外手当)

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、給与規程に準じて、法律の定めに従って支給する。

(通勤手当)

第6条 対象従業員の通勤手当は、原則、公共交通機関を利用して通勤に要する実費に相当する額を支給する。公共交通機関を利用せずに自家用車で通勤する場合には、1時間当たり72円を支給する。

(退職手当)

第7条 対象従業員の退職金の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)とする。

(2) 退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年)の支給月数：

通達に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」の高卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるものとする。

第8条 対象従業員の退職金は、別表4のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した令和2年4月1日前の勤続年数の取扱いについては、労使で協議した結果、令和2年4月1日前に入社した者はこの日から入社したものとして勤続年数を計算するものとする。

(1) 別表3で示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること。

(2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月

数が同月数以上であること。

- 2 その他、対象従業員の退職金の詳細は、退職金規程のとおりとする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給の決定は、1年に1度行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は別表5に定める方法にて、その評価結果に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社フジタカ通商 教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

- 2 本協定は、下記締結日より遡及し前項有効期間の始期から適用するものとする。なお、本協定を遡及適用するにあたり、旧協定との間で不利益となる差額等が生じた場合は、これを補填するものとする。
- 3 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める対象従業員の賃金の額を基礎として、対象従業員の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和6年 月 日

株式会社 フジタカ通商 代表取締役 印

株式会社 フジタカ通商 労働者過半数代表 印